

中央区立泰明小学校いじめ防止基本方針

平成27年4月1日校長決定

改定 令和6年4月1日

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童・生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（最終改正：令和元年5月24日法律第11号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定：平成29年3月14日。文部科学大臣決定）、「中央区いじめ防止基本方針」（改定：平成30年1月10日）、「中央区いじめ総合対策（改訂版）（平成31年2月6日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「中央区立泰明小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) 児童が安全に安心して学校生活を送れるよう、学校全体で、いじめを生まない学校づくりを目指す。
- (2) 学校は、あらゆる教育活動を通じ、人権教育と道徳教育を充実させながら、児童の思いやりの心と自尊感情を育てるとともに、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。
- (3) 学校は、児童が主体となっていじめを生まない学校づくりを進める意識を育むとともに、自治的・自律的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた主体的な取組が実践できるよう指導・支援する。
- (4) いじめは、どの児童、どの学級、どの学校にも起こりうるとの認識に立ち、学校は、教職員一人一人意識と指導力を高め、組織的に対応する。
また、いじめの防止等に向け、家庭や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- (5) 学校は、教育相談や個別の面談、児童への定期的なアンケート調査の実施など、児童一人一人の実態把握に組織的に取り組むとともに、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう、その安全を確保し、周囲の児童が勇気をもっていじめに関する情報を発信できる体制を構築する。

第2 いじめ防止等の取組

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 目的

それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに密接な情報交換や連携により共通理解を図りつつ、全教職員が一致協力して指導・対応に取り組む実効性のある体制を確立する。そのため、いじめ問題に対して組織的に取り組むための中核となる役割を担う「学校いじめ対策委員会」を組織し、対応に当たる。

(2) 構成員（委員）

校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・教育相談担当教諭・養護教諭・当該学年主任・当該担任・スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者をもって組織する。

また、いじめ問題に組織的に対応するため、必要に応じて「学校サポートチーム」を招集し、定期的なケース会議の開催や構成員による児童、保護者への支援・助言など、いじめの防止等の取組を推進する。

3 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止

- ①いじめを生まない学校づくりを教育課程に位置づけ、教育目標の一つ「思いやりのある心の育成」を重視し、言語環境の整備、規範意識の醸成、豊かな人間関係と社会性を培う教育活動などを通して、学級経営の充実を図る。
- ②全ての教育活動を通して、意図的かつ計画的に道徳教育や人権教育の充実を図る。様々な人間関係を築く活動や体験的活動に取り組むことで、思いやりの心や自尊感情、コミュニケーション能力の育成、命の大切さに気付くことができる指導を行う。
- ③定期的に児童がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするため、「特別の教科 道徳」や特別活動において、「いじめに関する授業」を実施する。
- ④児童一人一人が自己有用感を高め、達成感をもって学校生活を送ることができるよう、日常の教育活動の改善及び充実に努める。また、児童が児童会活動等で主体的に考え、自治的・自律的な活動を通して、児童によるいじめの防止等に向けた取組が行われるよう指導・支援を行う。
- ⑤「いじめは絶対に許されない」「いじめを見て見ぬふりをしない」という意識を一人一人の児童に徹底させる。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許されないという認識をもたせる。さらに、いじめを大人に伝えることは、正しい行為であることを児童に認識させる。
- ⑥いじめの問題への適切な対応に向けて、教員のいじめの問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるために、校内研修を充実させる。
- ⑦いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関に相談または通報をするよう保護者に働きかける。

(2) 早期発見

- ①効果的にいじめの実態を把握するため、「ふれあい月間」等の取組で「いじめに関するアンケート」を年3回以上実施する。実態調査で収集した情報に基づき、児童に対して事実確認

するに当たっては、児童に心理的負担を与えないように配慮する。

- ②毎週金曜日の職員夕会で児童の様子を共有する時間を設定し、日常から児童の変化等について教職員で共有し、組織的に対応できる体制を構築する。いじめの把握に当たっては、担任・スクールカウンセラー・専任教育相談員との面談や保健室・相談室等の相談窓口による実態把握など、児童やその保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③校務支援システムを活用し、いじめに関する記録管理をするなど、教職員全体で情報を共有する取組を進める。

(3) 早期対応

- ①いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員がいじめの問題を抱え込まず、「学校いじめ対策委員会」を中心に速やかに対応する。
- ②いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童が安心して学校生活を送ることができるよう、組織的に安全確保を図る。
- ③教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童及び保護者へ指導を行う。
- ④いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えられるように指導する。
- ⑤関係機関との相談・連携を図るとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、警察に相談する。

(4) インターネット上のいじめの対応

- ①SNSをはじめとするインターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、セーフティ教室などを活用した情報モラル教育を推進する。
- ②学校が認知したインターネット上のいじめに対し、関係機関と連携し迅速な対応を行う。
- ③インターネットを通じて発信される情報の特性やインターネットを利用する中での危険性などに関し、保護者に対する啓発活動を行う。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。例えば、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などである。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。なお、相当な期間については、国の定める「いじめの防止等のための基本的な方針」では、不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としているが、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。
- ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、教育委員会と学校が連携しながら適切に対応する。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態への対応

- ①いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、いじめる児童に対し、警察等適切な関係機関の協力を求める。
- ②いじめる児童に対し、一定の期間、校内において他の児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導する。
- ③児童が負傷したり、長期間欠席したりするなどの被害が起きた場合には、学校が調査を行い、事実関係を保護者等に伝える。
- ④いじめを受けた児童に対し、学校がスクールカウンセラー等の協力を得ながら継続的に支援する。
- ⑤いじめを受けた児童に対し、児童の立場に立って緊急避難として欠席を弾力的に認める。
- ⑥いじめを受けた児童・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更等の弾力的な対応を検討することがある。